

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7・8年度において恵庭市が締結する建設工事、建築物設計、土木施設物設計、地質調査、技術資料作成、測量に係る契約及びこれに準ずる契約（以下「工事・設計等」という。）並びに製造、物品（建設資材を含む。）の購入、清掃、賃貸その他契約（以下「物品・役務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法について、次のとおり定める。

なお、すでに物品・役務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

令和6年12月1日

恵庭市長 原田 裕



第1 資格

1 基本的資格要件

恵庭市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者及び政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に掲げるものをいう。以下「工事」という。）の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(ア) 令和6年12月1日現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）の1年7か月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の2第3項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

なお、総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていること。

申請時に一度決定した総合評定値については、原則2年間固定（合併等により再審査を行った場合を除く。）とし、資格の有効期間内に新たに新基準の経営事項審査結果を取得した場合においても、総合評定数値の見直しは行わない。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(エ) 次に掲げる保険の全てにおいて、届出の義務を履行していること（ただし、届出の義務のない者は除く。）。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

イ 工事の請負契約に係る競争入札参加資格者については、建設業法第27条の2第3項に規定する経営事項審査（平成6年建設省告示第1461号に定める項目）の数値（総合評点値P点）に別に定める恵庭市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成7年4月1日実施。以下「事務処理要綱」という。）第5条第2項に規定する主観評価の実施基準に基づく主観評価項目合計点を合算した総合点を表示するものとする。

ただし、主観評価項目点の対象工種は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、板金工事、塗

装工事、水道施設及び解体工事の10工種とする。

＜主観評価項目＞

- ① 障害者の雇用状況
- ② 災害時における市との協力体制
- ③ ISO9001 の認証取得
- ④ ISO14001 等の認証取得
- ⑤ 表彰の受章
- ⑥ 雇用の拡大
- ⑦ 男女共同参画の推進
- ⑧ 子育て支援
- ⑨ 消防団協力
- ⑩ ドナー休暇制度
- ⑪ 健康経営への取り組み
- ⑫ 工事成績（恵庭市発注の工事に限る）

上記①から⑪は市内業者（市内に本社又は本店を置く事業者）又は準市内業者（市内に支店又は営業所を置く事業者）のみが申請できる。⑫は全事業者を対象とする。主観評価の申請をしようとする事業者は、事務処理要綱第3条第1項に規定する基準審査年における競争入札参加資格審査申請時に申請しなければならない。

（2）建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- イ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

（3）土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

（4）測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

（5）建設コンサルタントに係る契約

建設コンサルタントに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和39年建設省告示第1131号）の規定による建設コンサルタント業者の登録を受けていること。
- イ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

（6）補償コンサルタントに係る契約

補償コンサルタントに係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による補償コンサルタント業者の登録を受けていること。
- イ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。

（7）地質調査に係る契約

地質調査に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 地質調査登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による地質調査業者の登録を受けていること。
 - イ 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 直前1年度の営業年度の決算においてその事業に係る売上高を有していること。
- (8) 製造又は物品（建設資材を含む。）の購入に係る契約
- 製造又は物品の購入に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。
- (9) 道路清掃、管清掃その他清掃に係る契約
- 道路清掃、管清掃その他清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- (10) 業務、賃貸その他の契約
- 業務、賃貸その他の契約に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。
- (11) 情報システムの開発の契約
- 情報システムの開発の契約に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。
- ア 令和6年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - イ 直前2年度の各営業年度のいずれかの決算においてその事業に係る売上高を有していること。
 - ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

- (1) 工事・設計等：令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 物品・役務：令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は失う。

- 1 政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- 2 政令第167条の4第2項の規定により資格有効期間を超えて競争入札への参加を排除される者となったとき。
- 3 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- 4 その他第1の2に定める資格要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の方法及び期間等

1 申請方法・期間

【工事・設計等】

- ・申請方法 北海道市町村入札参加資格共同審査システムを利用したインターネットによる申請
「北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト」より申請を行ってください。
→<https://www.hoctec.info/kyoshin/>
- ・申請期間 令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月31日（金）
24時間受付。ただし開始日は午前9:00から、最終日は午後5:30まで

【物品・役務】

- ・申請方法 恵庭市独自様式（総務部財務室管財・契約課で配布又は市ホームページに掲載する様式を参照）に必要書類を添付のうえ、管財・契約課に郵送により提出しなければならない。（市内に本店、支店又は営業所等を有する場合は、市役所への持参による提出を認める。）
- ・申請期間 令和6年12月10日（火）～ 令和7年1月31日（金）（当日消印有効）

- （1）特定共同企業体にあつては、当該共同企業体が結成されたときとする。なお、経常共同企業体の登録は、認めない。
- （2）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、（1）に定める時期及び当該証明を受けた時とする。
- （3）設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合は、（1）に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立された時とする。
- （4）特に市長が必要と認めた者については、市長の指定する日とする。

2 問い合わせ先

- * 申請先・問い合わせ先：〒061-1498 恵庭市京町1番地
恵庭市役所 総務部財務室 管財・契約課
Tel：0123-33-3131 内線2251、2252 FAX：0123-33-3137

3 資格審査の再申請

- （1）次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、今回の申請時期にかかわらず資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
 - イ アに該当する構成員を有する資格者である共同企業体
 - ウ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者
 - エ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- （2）再申請をしようとする者は、総務部財務室管財・契約課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第4 税関係

- （1）次の税目について、納付状況を確認する。なお、令和6年度以前分に未納がある場合は申請を受理できない場合がある。
 - ア 市税（恵庭市に納めるべき税がある場合：申請者及び法人にあつてはその代表者個人分も含む。）
法人市民税、個人市民税、固定資産税／都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税
 - イ 国税
消費税及び地方消費税
- （2）証明書等の種類

ア 市税

【工事・設計等】

「納税証明書（完納証明書）」

【物品・役務】

「市税の閲覧に関する同意書」

イ 国税

【工事・設計等】、【物品・役務】

税務署が発行する納税証明書（個人は「その3の2」、法人は「その3の3」とする。）